

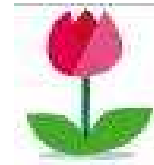


中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒379-2165 前橋市上長磯町 315 電話 (027) 261-0314 FAX (027) 263-3002

【 記 事 】

- 1 新年度あいさつ
- 2 中部家畜保健衛生所の人事異動について
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について
- 4 令和2年「定期報告書」の提出について
- 5 畜産農家におけるクロピラリド対策について



◆◆ 新年度あいさつ ◆◆

中部家畜保健衛生所長 板垣 光明



日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者6名、退職者1名、転入者8名の異動がありましたが、新体制のもと業務を一步一步着実に遂行する所存ですので、よろしくお願いいたします。

さて、家畜衛生に目を向けますと、なんといってもCSF（豚熱）の発生であります。一昨年9月に26年振りとなる岐阜県で発生が確認され、これまで58例97農場4と畜場で165,626頭が殺処分（と殺）され、ようやく14日に沖縄県での移動制限が解除となりました。また、陽性野生いのししは拡大し岐阜県、愛知県をはじめとする13県でみられ、本県でも10月4日藤岡市で確認され、現在まで24頭が陽性となり管内にも迫ってくる勢いであります。県内において予防的ワクチン接種の全頭接種が1月で完了することができ、現在は追加接種を継続的に実施してるところであります。本病の発生予防は、ワクチン接種のほか野生動物侵入防止柵の整備等の飼養衛生管理基準の遵守指導により万全を期したいと考えています。

さらに、アフリカ豚熱はアジア、ヨーロッパで継続的に発生している状況であり、動物検疫所の手荷物検査において携帯品のハム等からウイルスが確認がされ、いつ国内で発生しても不思議ではない状況にあります。そのため、検疫の強化と予防的殺処分を可能にする等家畜伝染病予防法が改正されています。

30年1月以降、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでしたが、海外においては現在も中国、韓国、台湾などの近隣諸国において発生が継続しており、油断できない状況にあります。また、口蹄疫についても、今年に入ってからロシアでも発生が確認され国内への侵入リスクが高い状況にあります。畜産農家並びに関係者の皆様におかれましては、引き続き農場での飼養衛生管理の徹底による家畜伝染病の侵入防止に努めていただくと共に、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

また、管内における監視伝染病の発生は、牛ヨーネ病や牛ウイルス性下痢（BVD）が複数頭摘発されています。農場内にそれらの病原体を侵入させないためにも、導入牛や牧場からの退牧牛を農場に入れる場合は、必ず検査するとともに、隔離飼育していただきますようお願いいたします。さらに、酪農家の皆様においてはクーラーステーションによる生乳を用いたBVD検査を引き続き実施する予定ですのでご協力をお願いいたします。

家畜保健衛生所といたしましては、皆様のご意見を頂きながら畜産経営の安定に寄与できるよう職員一丸となり家畜衛生、畜産振興等の業務に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願いします。新型コロナウイルスが全世界で猛威を奮い、家畜の疾病を防御することも重要ですが、なによりも畜産農家および関係者が元気で業をなすことがより重要であります。皆様が健康で過ごせることを祈念しまして新年度の挨拶とさせていただきます。

◆◆ 中部家畜保健衛生所の人事異動について ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、転入・転出等がありました。本年度は以下の体制となります。どうぞよろしくをお願いします。

●令和2年度の職員一覧

🌸 転入者（旧所属）

所長	🌸	板垣 光明（吾妻家畜保健衛生所）
次長	🌸	坂庭 あづさ（吾妻家畜保健衛生所）
環境衛生係 （環境指導、定期報告、 耳標、公共牧場、 死亡牛届出等）	係長	🌸 佐藤 美行（鳥獣被害対策支援センター）
		🌸 新井 敏幸（浅間家畜育成牧場）
		中澤 咲紀
		吉田 真二
防疫第一係 （牛、馬、蜜蜂、山羊、 めん羊）	係長	森 あゆみ
		平林 晴飛
		佐藤 洋子
	🌸	湯野川 景人（畜産試験場）
	🌸	若山 映令彩（新規採用）
防疫第二係 （豚、鶏）	係長	小屋 正博
		横澤 奈央子
		永井 朋子
	🌸	中島 翔一（畜産課）
	🌸	渡辺 知宣（利根沼田家畜保健衛生所）

●転出者（新所属または退職）

課長	木暮 幸博（退職）	
次長	須藤 慶子（西部家畜保健衛生所）	
環境衛生係	係長	林 省二（家畜衛生研究所）
		藤井 香織（東部家畜保健衛生所）
防疫第一係		田中 哲弥（畜産課）
		荒井 葵（吾妻家畜保健衛生所）
防疫第二係		漆原 千佳（東部家畜保健衛生所）

◆◆新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について◆◆

現在、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行しています。群馬県でも100人以上の感染がみられ、いつ・誰が感染してもおかしくない状況となりました。群馬県では感染拡大防止対策として、分散勤務や交代勤務を実施しており、担当者の不在や対応等で皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますがご理解、ご協力をお願いいたします。

◆◆ 令和2年「定期報告書」の提出について ◆◆

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

令和2年は1月21日付けで報告様式等の書類をお送りしており、2月28日を提出締切りとしました。すでに多くの方に提出いただいておりますが、お忘れの方は再度ご確認のうえは、**至急提出をお願いします！！**

書類の紛失や記載方法等、不明な点がありましたら、中部家畜保健衛生所までお問い合わせください。

対 象	家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜 牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥
飼養頭数	1頭、1羽以上 教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含まれます
基準日	令和2年2月1日現在



1 必ず提出する書類

- ・定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）

2 前回報告から変更があった場合

- ・畜舎の新增設・配置、設置した消毒施設や埋却地の確保状況に変更等がある場合は、添付書類を提出してください。

未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、農場で家畜伝染病が発生した場合、国からの手当金については減額の対象となります。

◆◆ 畜産農家におけるクロピラリド対策について ◆◆

海外で使用されている除草剤成分（クロピラリド）が残留した輸入飼料（粗飼料、穀類、ふすま等）を家畜に給与すると堆肥を通じて園芸作物等に生育障害が発生することがあります。県内においても近年、堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる生育障害が確認されていますので、クロピラリド対策について再確認をお願いします。

- ・輸入飼料を購入する際は、購入先にクロピラリド使用の有無を確認しましょう。
- ・クロピラリド残留の可能性がある堆肥を販売する場合は、被害を受けやすい作物には使用しないよう伝えましょう。

被害を受けやすい作物：ナス科、マメ科、キク科、セリ科作物等
被害を受けにくい作物：イネ科、アブラナ科作物、果樹等

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-261-0314**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。